



佐久水道企業団企業管理規程第1号

職員の育児休業等に関する規程及び佐久水道企業団会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年2月25日

佐久水道企業団

企業長 柳 田 清



職員の育児休業等に関する規程及び佐久水道企業団会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

(職員の育児休業等に関する規程の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する規程(平成4年規程第12号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

第5条中「の各号」を削り、同条第2号中「法」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)」に改める。

(佐久水道企業団会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 佐久水道企業団会計年度任用職員の給与に関する規程(令和2年規程第1号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「この条」の次に「及び次条」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第15条の2 給与規程第15条及び第15条の2の規定は、任期の定めが6月以上の会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与規程第15条第2項第1号中「勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、パートタイム会計年度任用職員にあっては、同条第3項中「その基準日現在において受けるべき給料の月額」とあるのは「基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における給料の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与規程第15条及び第15条の2の規定による勤勉手当の支給について準用する。

3 その他勤勉手当の支給及び一次差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。